

午前10時30分開会

○桜井委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

欠席届が出ております。麴町地域まちづくり担当課長が出張公務のため、欠席でございます。

日程に先立ちまして、人事異動の報告でございます。10月17日付で環境まちづくり部長の異動がありました。名簿をサイドブックに掲載しておりますので、ご確認くださいと思います。

それでは、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○加島環境まちづくり部長 環境まちづくり部長に10月16日付、（発言する者あり）はい、で拝命いたしました加島でございます。まちづくり担当部長は引き続き務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○桜井委員長 はい。よろしくお願いをいたします。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。この日程のとおり進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 ありがとうございます。

それでは、早速入ります。日程1、報告事項に入ります。

初めに、（1）千代田区自転車活用推進計画の素案について、執行機関からの説明を求めます。

○神原環境まちづくり総務課長 それでは、千代田区自転車活用推進計画（素案）について報告させていただきます。環境まちづくり部資料1-1、データ資料の01、環ま01-1をご覧くださいませでしょうか。

本計画は、自転車活用推進法に基づき、国や都の自転車活用推進計画の「環境」、「健康」、「観光」、「安全安心」の四つのテーマを踏まえ、千代田区の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めるものです。また、自転車走行空間を面的に整備し、自転車活用推進に向けた取組を包含する自転車ネットワーク計画を定めるものとなっております。

計画の期間は、令和8年度から17年度の10年間としております。

本計画の策定に当たりまして会議体を設置し、これまで3回の協議会で意見交換を実施しております。協議会の構成は、学識経験者や国道や都道の管理者、交通管理者である警察署、鉄道事業者、自転車シェアリング事業者、自転車協同組合、地域団体や公募区民となっております。

また、本計画の検討に当たって、区民向けアンケートを行っております。概要につきましては、15歳以上の区民4,000人を対象とし、519名の方からご回答を頂きました。

大変お手数ですが、資料1-2、データの資料でいきますと、02、環ま01-2をご

覧いただけますでしょうか。

資料を開いていただきまして、右下にページ番号が付番してあると思いますが、3ページのほうをご覧くださいと、区民アンケートの結果となっております。

（１）「自転車を利用している」の方は、回答者の６割弱、（２）利用の目的は、「買い物」が一番多くて、８割、（３）交通ルールの認知度と遵守度では、どの項目を見ても、ルールは知っているが、守られていないということが見てとれます。（４）区内の自転車走行空間への不満は、路上駐車が多くのことが最も多く、約６割、（５）駐車環境への不満は、駐車場の数が少ないことが約５割、（６）キックボードなど、新たなモビリティへの不安は、「交通事故の増加」、「交通ルールを守らない利用者の発生」が７割を超えておりました。（７）自転車利用促進のための重要な取り組みは、「自転車走行空間の整備」が６割と最も多く、続いて、「路上駐車の排除」、「取締り強化」、「ルール・マナー周知」という結果となっております。

このようなアンケート結果から、交通ルールについて、認知と遵守の実態に乖離が見られること、自転車走行に当たっての路上駐停車や駐輪場のさらなる設置に課題があること、新たなモビリティに関しては、交通事故の増加や交通ルールのマナーを守らない利用者の発生に懸念があり、これらの課題解決に向けて、取組を強化していく必要があると認識しております。

協議会でのご意見や区民アンケートの結果を踏まえ、三つの方針を定め、今後の自転車活用推進に向けた施策に取り組んでいくこととしております。

本資料の右下１ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

一つ目でございます。自転車を正しく利用することによる安全・安心な移動の実現です。ライフステージに応じた交通安全教育の実施や、新たなモビリティ利用者向けのルール・マナーの啓発・周知、自転車関連団体との連携した乗り方教室の実施等を進めることにより、自転車関連事故の減少や自転車ヘルメット着用率の向上を目指していきます。

二つ目です。多様な交通モードと自転車を切れ目なく快適につなぐ交通環境の整備です。自転車走行空間の整備はもとより、駅前の駐車場確保などに向けたさらなる鉄道事業者への働きかけや、民間の空きスペースを利用した小規模駐輪場設置、チャイルドシート付きシェアサイクルの普及・促進等を進めることにより、自転車ネットワーク路線の構築や放置自転車台数の減少を目指していきます。

三つ目は、楽しく健康的に移動できる自転車活用の促進です。千代田区ならではの皇居一周の自転車走行環境の整備、観光イベント等を活用した区内回遊の促進、電動三輪車など、移動を支援するモビリティの乗車体験などを進めていきたいと考えております。

また、これらの施策の推進に当たっては、千代田区だけではなく、国道や都道の道路管理者や交通管理者、鉄道事業者等が相互に連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。そして、計画の中間となる令和１２年に、それぞれの施策の進捗状況や指標の達成状況をフォローアップし、計画の見直しを行う予定としております。

続きまして、本資料の右下２ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

区内の自転車利用者が安心かつ快適に走行できる自転車走行空間を面的にネットワーク化していくため、自転車ネットワーク計画を定めます。幹線道路や自転車と歩行者の事故が発生しているところ、シェアサイクルの利用が多いところなど、七つの指標に基づき、

路線選定を行っております。整備の形態は、国のガイドラインを基本とし、地域の交通実態や特性などを踏まえ、自転車道や専用の通行帯などの整備を、今後、計画的に進めていく予定です。

続きまして、本資料の最終ページをご覧ください。新たなモビリティの動向についてです。

令和5年7月から電動キックボード等のうち、一定の基準を満たすものについて、特定小型原動機付自転車と位置づけられました。これにより、運転免許不要等の新しい交通ルールを適用することになりました。

現在、様々な種類のモビリティも登場しており、誰もが気軽に利用できる移動手段として活用が期待されております。一方で、特定小型原動機付自転車の検挙数は、令和6年の1年間で、4万1,000件を上回っております。このような状況の中、警察庁では、交通ルール等の周知に加え、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車、いわゆるモペットの利用拡大を受け、利用ルールに関する注意喚起や取締り強化が行われております。

また、海外におきましては、電動キックボードの普及が進む一方で、フランス、パリでは、2018年に電動キックボードのシェアリングサービスを開始しましたが、交通事故の増加や無秩序な駐車などを受け、2023年に国民投票が行われ、シェアリングサービスが禁止されています。国内と諸外国で共通する課題は、交通違反、事故の増加であり、今後、区内で普及状況も注視しながら、自転車走行空間の整備やルール・マナーの普及啓発など、ハード、ソフトの両面から、新たなモビリティを含む自転車が安全・安心に走行できる環境の整備を進めてまいります。

お手数ですが、資料の1-1、データファイル資料ですと、01、環ま01-1にお戻りいただけますでしょうか。

項番5の今後のスケジュールでございます。本年11月20日から本日の資料1-2の概要版及び資料1-3の本編を用いて、パブリックコメントを行い、年明け1月に協議会を実施、その後、本委員会への報告をさせていただいて、策定していきたいというようなスケジュール感を考えてございます。

説明については以上です。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご質疑を頂きます。ございますか。

○小林委員 ちょっとボリュームが多いんで。

○桜井委員長 そうだね。

○小林委員 中に入っているかもしれないんで、書いてあれば、そこを答えていただければいいと思うんですけど、まず、今回の計画の位置づけとしては、努力義務として、区が出しているものですから、ただ、それで、努力義務をどういうふうに明確にしていくかというところが、今回の計画では大切なところだと思うんで、区として、目標値を定めていますけれども、その目標値をいかに実効性を担保するかというところが問われている、10年になるんで、問われてくると思います。年次的な進捗報告とか目標管理をどのようにしていくのか、この目標値をクリアするためのものというのは、どのように管理していくのかというのは、明記されているんでしょうか。もしくは、どのようにやっていくのか、

お示しいただきたい。

○神原環境まちづくり総務課長 目標管理につきましては、庁内の組織目標といった年間を通しての会議体がございますので、そういった事項に挙げるといった方法もありますし、また、こちらの概要版のほうでも報告させていただきましたが、フォローアップ、見直しということも考えてございまして、施策の進捗状況といったものは、一度、5年後に再検証をいたしまして、進んでいないものについては、そこにてこ入れをするような事業の展開といったものを、その時点で見直しを行っていきたいというふうに考えてございます。

○小林委員 それは、5年たって見せるというんでは、5年で遅れていました、できていませんじゃいけないんで、都度都度、やっぱり示していかないといけない。もちろん1年ごとぐらいでしょうけど、予算もあることなんで。これは、その辺はそれで明記していただきたいと。明示というのかな。どこかに示さないと、委員会での報告でもいいと思うんですけども、どこかでやっていかないと、じゃあ、10年のものを5年でという。努力義務だと、努力したんだけど、努力が実りませんでしたということでは仕方がないんで。これから自転車社会ですから、その辺は。

あと、もう一つ、もう三つぐらいありますけど、これは、そもそも都の自転車活用推進計画や都心部広域自転車ネットワーク構想との整合性を取っていくというところで、その整合性はどこで取れているのかというのが、これ、ちょっとまだ今日もらったばかりなので、今日当たれていないんですけれども、その辺の整合性とかが分かるようになっているんでしょうか。計画の実効性と一貫性を持つためには、その辺が示されないと、なかなか分からないんですけど、これはどこかで示されているんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 本編になりまして、データ資料でいきますと、03の環ま01、1-3のところのPDFファイルの、ページ数で言うと、2ページ、PDFファイルでいきますと、6ページ目のところに、今回の計画の位置づけといったものが書かれております。

具体的に、計画の期間が次のページ、3ページ、PDFファイルでいきますと、7ページにございます。今回策定をしておりました千代田区の計画につきましては、今後、国、東京都のほうも、次期計画に向けて検討、特に国のほうがこれから進めるということでございまして、現行の計画を踏まえつつ、協議会の中には、国道、都道の管理者も入りながら、確認をしながら、進めているところでございます。

○小林委員 ちょっと今日見ただけなんで、これがどういうふうに反映しているか、また改めて見ていきたいと思えますけど。

それと、この自転車というのは、非常に便利な手段ですので、千代田区が幾ら計画を立てたとしても、この千代田区の特性として、まず、昼夜間人口の差がある。それから、来場者というのかな、それから、通勤者、通勤する方が多いということに併せて、今は、観光客や何か自転車に乗るところで考えると、自転車を千代田区で乗る滞在人口というのがなかなか難しいところ、自転車がどれぐらい千代田区で乗られるか、今後も含めて、観光も含めて、在勤・通勤も含めて。その辺がこの10年の中で大きく変わっていくと思われるんで、その辺をどう捉えて、どう計画に反映していくかというのが非常に重要な部分、千代田区の特性としては大変重要な部分だと思うんですけど、その辺は、この10年計画の中でどこで取り上げて、どのようにしようとしていますか。

○神原環境まちづくり総務課長 今、小林委員からご指摘ありましたように、千代田区の中は、自転車以外にも、公共交通機関というのが非常に発達しているということもございまして、この本編の中にもあるんですけども、パーソントリップ調査では、自転車の分担率という言い方をしますけど、全体の利用される交通手段の中で1.2%ということで、非常にほかの区と比べても少ないといったような状況になってございますが、相対的には、今後、増えていくというような状況の中で、我々としては、まずは、やはり全ての施策にも関連してくるよう、自転車の走行空間といったものをまず整備していくことが安全・安心につながるというふうに考えてございますので、そこをしっかりとやりつつ、ルール・マナーの啓発ですとか、さらなる放置自転車対策につながるような自転車駐車場の整備といったものを、今、さらに強化をしてやっていく必要があるのかなというふうに認識してございます。

○小林委員 それはまた千代田区の特性なんで、それから、これ、やっぱり劇的に自転車道が増えていったり、インフラとの関係で、今使っていないからって、使わないというものではないんで、10年の間に大きく激変すると思われるものなんで、現状を鑑みながら、やっぱり未来予測をして対処していかなくちゃいけないのがこの10年計画だと思いますんで、幾ら努力目標だとしても、この辺は配慮していただきたいというのが一つ。

あと、検討組織についてですけれども、この検討組織の協議会、どういうメンバーで構成されていて、それが明示されているのか。あと、その辺の透明性が確保されているのかというところの確認です。

それと、審議会が3回行われたんですね。4回、協議会4回ですか。

○桜井委員長 3回ですね。

○小林委員 3回行われたんですね。

○桜井委員長 うん。

○小林委員 これ、検討期間としては、これで十分かということですよ。今後のスケジュールの中でも、またパブコメや何かもやりますけれども、大体、区民アンケートも含めて、そうすけれども、アンケートとか検討する、パブコメを取るというのは、年末とか、年末年始にかかったりとか、非常に取りにくいところでなさっているのかなというのがありますんで、その辺のこと。それから、審議会が、今後、4回目があるんですけど、パブコメ後、パブコメ後、その修正などを反映していく計画になっているのか。必要に応じて追加する。ここでは4回、1回になっていますけど、必要に応じて、4回、5回、6とか、そういうふうに検討していくのかということ、それと、先ほど指摘しました委員の構成、名前までは要らないと思いますが、どういう人で構成しているか。それから、協議会が行われたときの議事録の公開とか、ホームページ上で公開するとか、そんなのを合わせてどうなっているのか、お答えいただきたい。

○桜井委員長 先ほど、人数までは言っていなかったね。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。

○桜井委員長 どういう方とということの説明はあったけど、人数のほうは言っていなかったんで、それも併せて、お答えください。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、協議会の委員構成につきましては、学識経験者が2名入ってございます。そのほか、道路管理者として、国と東京都、あと、交通管理者と

いたしまして、区内の4署、麴町、丸の内、神田、万世、鉄道事業者といたしまして、JR、都営地下鉄、東京メトロ、あと、関連の事業者といたしまして、ドコモ・バイクシェアのドコモでございます。あと、OpenStreet、日本シェアサイクル協会といったものです。関連事業者として、東京都自転車商協同組合の千代田支部、地域の団体といたしまして、連合町会長さんですとか、商店街連合会などを含めて、5名の方にご参加いただいております。また、公募区民、区職員ということで、全体で23名の構成で協議会のほうはしております。

また、議論については、非常に熱心にやっていただいているというふうに私は認識しておりまして、その辺りにつきましては、ホームページ上では、公開のほうはさせていただいております。

協議会のみだけではなくて、そこで出ない意見もフォローアップできるように、協議会の後も委員の方からご意見を頂戴するような形で、次の協議会の資料等に反映できるような体制は取っておりますので、我々としては、パブリックコメント、あと、本委員会でのご意見等を踏まえて、来年の協議会でご説明した後に、策定のほうはできるのかなというふうには考えている状況でございます。

○桜井委員長 さっき、春山さん、手を挙げていたけど、ここの部分についての関連ですか。

○春山委員 計画の位置づけのところ。その前。

○桜井委員長 前のところ。前のところ。（発言する者あり）

はい。じゃあ、ちょっと1点。春山委員。

○春山委員 幾つか確認させていただきたいんですけども、先ほど計画の位置づけについての質疑と答弁があったと思うんですが、今回の千代田区の自転車活用推進計画というのは、あくまでも、いろいろちょっと読ませていただいたんですが、自転車の活用を推進していきましょうという計画であると。この計画と、いつも気になるんですが、個別計画同士が整合性が取れていないと。ただでさえも縦割りなのに、さらにまちづくり部の中でも計画が縦割りというか、個別計画に深く入り込んでしまっているのではないかというのをご指摘させていただきたいんですけども、活用推進計画をつくる、この内容自体はともいいと思うんですが、それと千代田区の道路整備方針なり、ウォーカブルまちづくりデザインなり、それ以外の計画とどのように整合性を取って、推進をしていくのかというところについて、今後、もう少し詰めていく必要があると思うんですが、その辺りについてのお考えを頂きたいと思います。

実際に、自転車を活用推進していくには、いろんな皆様とかの意見の課題はいろいろ出ていると思うんですが、ここの課題を本当に解決していくには、自転車の走行空間の整備を、車道のところを単純に自転車が走りましょうというのであれば、結局、車の駐停車があって、そこが活用されていないという事例もすごく多い中、自転車道の走行空間の整備をするなり、自動車の駐停車空間を整備する、もしくは、交差点の在り方を考えるということも、ハードのところもきちんと整備しないと、実際には皆さんが自転車を活用してこういうまちにはなっていないと思うので、その辺りのハード部分との整合性について、あと、ウォーカブルの空間は、どこをウォーカブルにして、どこを自転車整備していくのかということ、それを整合性を取って、ハードの部分を考えていく必要があると思う

んです。その点について、今後、どのように推進されていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

海外は、どこも大都市の首都は、自転車とウォークラブルなまちが本当にハード的に整備されていて、パリは、もうコロナのときにすぐにループルの前の4車線を2車線完全に自転車道に整備して、そういうような自転車道の整備を発展させていって、ポートもちゃんと整備して、とにかく自転車に乗りましょうという、まちに行けば、皆さん、自転車に乗るんだという空間が整備されていると。幾らこの計画をつくったとしても、そういうふうな自転車に乗っていかうと思うような空間整備なりをしていかないといけないんじゃないかと思います。

ロンドンでは、逆に、通勤する人たちはもう自転車にしましょうというので、オフィスビルの下は駐輪場をすごい整備していると。そういう再開発との関係性みたいなところで、自転車を積極的に使っていきましょうということも、やっぱり区として働きかけていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺り、お考えをお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 今ご質問いただきました他の計画との連携ということで、昨年の予算の委員会的时候にも同様のご指摘を頂いていたかというふうに認識してございます。今回につきましては、自転車にちょっと特化したような計画になってございますが、おっしゃられるように、ウォークラブルであったり、今後、今、検討しています道路整備方針の改定といったものも視野に入れながら、私どもといたしまして、まずは、自転車の施策の考え方というのを一つ整理させていただきました。そういった要素をほかの計画の中にも落とし込めるような形で取り組んで、まちづくりとして連携をして進めていかなければいけないというような認識を持っております。

また、道路整備に当たりまして、当然、こちら、今回のアンケートでも課題になってございますけれども、駐車の問題といったのは非常に大きいのかなというふうに思っています。これに関しては、非常に狭い道路の空間の中でどうしていくかというのは、私どもも知恵を絞りますし、これは交通管理者である警察とも協議が十分に必要になってまいります。その辺については、今回の計画の策定に当たっては、警察4署も入っておりますので、今後、取組を進めていく中で、しっかりと話し合いを進めながらやっていきたいというふうに思っております。

あと、最後にまちづくりとの関係でございますが、やっぱり、この計画の中に、通勤での自転車利用といったものもうたわせていただいております。再開発に限らず、大規模、中規模の商業施設が入るようなところにつきましては、我々としても、現在、駐車場の附置義務は、自転車についてはございませんが、開発の機会を捉えまして、その辺の要請といったものはしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。戻って、小林委員、続けますか。ありますか。あるでしょ。

○小林委員 はい。いいですか。

○桜井委員長 はい。小林委員、どうぞ。（発言する者あり）

えっ。

○小林委員 いいんですか。

○桜井委員長 はい。小林委員。

○小林委員 先ほども若干指摘しましたが、アンケートについてですけれども、このア

ンケートの調査期間、年末年始、忙しいときに、アンケートを、大切なアンケートを取るというのは、この辺は、ちょっと今後考えたほうがよろしいかと思います。本当に忙しいときにアンケートを出せといっても、なかなか、せっかく4,000通出して、13%、高いと思いますか、これ。非常にアンケートが上がって、アンケートが参考になるというふうに思いますか。その辺だけ、ちょっとお答えいただきたいんですけども。

○神原環境まちづくり総務課長 まさにご指摘のとおりだと思って、私どもも、時期的なものといったのをいろいろ検討している中、どうしてもスケジュール感としてそうってしまったというのは反省しなければいけないところかなというふうに思っています。ただ、頂いたアンケート、貴重なデータでございますので、そこはしっかり活用しながら、今回の計画策定に努めてきたといった認識でございます。

○小林委員 役所もそう、企業もそうでしょうけど、納期があるというか、計画をいつまでやらなくちゃいけないというのはあるんだけど、だからといって、アンケートとか、住民の意見とか、俗に言う利用者の意見とかを十分取らないで計画に反映するというのは、これ、役所として考え直さなくちゃ駄目なんですよ。いいものができる、いい計画にしたいわけですから、この辺は、一步、少し考えて、アンケートの期間を延ばすとか、もう一回取り直すとか、そういうことを考えないと、これ、もう年末年始にアンケートを行って、そして、十分な参考にさせていただくと、それはさせてほしいですけれども、まだまだ意見があるはずなんです。そういうところをどう埋めていくかというのは、ここで議会からの指摘を受けて、やっぱり、ここのところは改善をしていただかないと、いい計画にならない。ましてや、10年計画ですから。今、スタート時点で十分な意見が入っていないということはよろしくないんで、この辺は、ご検討をお願いしたいと。

あと、調査方法ですけれども、二次元コード付きはがきを郵送し、Webサイトで回答って、これ、何か一時代前のやり方のように見えますね。今、いろいろなやり方がありますけれども、SNSも十分活用して、アンケートを取っていかないと、確かにハガキというのはいいかもしれないけれども、なくなってくて。で、それだけでいいのかということと、もう少し手軽に取れる方法も考慮しないと、これ、やっぱり、そもそものアンケートって、皆さんからご意見を頂戴するところの間口を小さくしてしまっただけは、これは、全く、計画を進めるにおいて、不十分になってしまうと思うんで、その辺のことを改善していただきたいというふうに思いますけれども、ここの告知の仕方とか、当然、方法についての、今、現時点でのご見解と今後の対処について、お答えいただきたい。

○神原環境まちづくり総務課長 アンケート調査に関するご意見いただきました。確かに、調査時期については、先ほどもご答弁させていただきましたが、年末年始を挟むといったような形で、次回以降はこういったことがないように取り組む必要があるかなというふうには考えてございます。

また、調査の方法につきましては、当初、紙での郵送といったものも考えていたんですけども、やはり、利用者の方に手軽にご回答いただくというような意味で、今回、はがき、QRコードといった形を取らせていただきました。それでもまだまだ不十分だといったご意見だと思っておりますので、様々、今、こういった形でやるのかといったのは、まだ私もちょっと研究不足ではございますけれども、ほかの実績なんかも見ながら、より貴重なご意見をたくさん頂けるような方策といったものは、引き続き検討していく必要があ



るかなというふうに思っています。

○小林委員 前、食品ロスは、ここでしたっけ。でしたよね。食品ロスの手町のプレイスでやったのを私も行ってきましたけれども、非常に素晴らしい試みで、努力を、区の努力に大変敬意を表する次第ですけれども、そこで、僕も指摘してからやってくれたと思うのか、もう当然でやっていただけたと思うんですけど、食品ロスの最優秀賞を取った絵画、絵を区の清掃車のところに貼り付けて、回してくれましたよね、いろいろな人が見るようにと。僕も、下の1階の区民ホールでやったのは見に行きましたけど、さすがに時間も期間も限定されているし、見に来る人も非常に限られている。関係者だけだったかもしれない。というよりも、やっぱりせっかく出していただいて、すごくいい作品だったんで、見ていただくことに、啓発活動ですから、たくさんの方が見ていただくような形で広報していただきたいというのは、これは入り口で、こういうアンケートも同じなんですよ。ああいう車にもQRコードをつけていいんですよ。走っていて、QRコードを見て、後でやるんですから。そういうような攻めのアンケートをしていきたい。もちろん出張所でもやったんですか。出張所とか、そういう、例えば、区民ホールとかでもあったんですか、QRコードが。皆さんが来るところに、見れるところにあったんですか。多分なかったと思うんですよ、僕、見ていないんで。

そういう、何というのかな、区がアンケートを取る――まちづくりもそうですよ、部長。環境まちづくり部長になったんで改めて言いますが、アンケートだけじゃなくて、意見を取るときには、広く取る。例えば、この前も、今日来られていないか。来られていないね。日テレのときも申し上げましたけれども、出張所にパンフレットを置くだけではなく、やっぱり風ぐるまに貼るとか、あらゆるところの住民や区民や在勤者やいろいろな方の目につくところで、アンケートを取ったりするときの広報の仕方、告知の仕方、アンケートの取り方というのを根本的に考えないと、この前、すごくいいことをやっていただいたんで、感謝をしています。それもすごく啓発活動になりました。そういういい例もお持ちなんで、もう、改めて、そういうところも活用してやってほしいんですよ。

今回、これ、もう年末年始で終わっちゃったから、アンケートはもう取らないというご回答らしいんですけども、今から本来は取るべきだと思うんですけども、今からでも取ってもおかしくない、10年の計画なんで、取ってもおかしくないと思うんですけども、かたくなに拒否されるなら、それはそれで結構ですけれども、ただ、本当にスタートをもう少ししっかり間口を広げてほしいんですね。いい意見を取らないと、たくさんの意見を取って、たくさんの知恵を頂いて、いい計画をつくろうということが、これは、千代田区の行政の務めだと思いますんで、その辺を考慮して、今後進めていただきたいんですけど、いかがですか。

○加島環境まちづくり部長 環境まちづくり部全体というようなご指摘もありましたので、そこに関しましては、前の二番町の関係でもご指摘いただいていますし、今後もそういったご指摘を真摯に受け止めまして、やっていく必要があるなというふうな認識でございます。

今回の自転車の活用推進計画については、まず、今日お示した前の前段でのアンケートということで、そこのご指摘だと思うんですけど、そのアンケート、すみません、私もちょっとはがきを見たわけではないので、何ともあれなんですけど、その前段のとき

て、なかなかこういったご意見を受けるのかということで、限られたようなアンケートになっていたんだろうなというふうには思っております。それで全て意見があるのかどうかというところもあるんですけども、今言われたようなことは大事なことかなということ、今後そういったものをやることがあれば、それは対応していく必要があるなというふうに思っています。

今回のこの活用推進計画は、そのアンケートを踏まえて、計画をつくったと、つくったというか、まだ完成ということじゃないですけど、もっと見ていただく、もっといろいろな意見を聞いていただく段階に来たということなので、パブリックコメントでしっかりと意見を聞いて、それで作成していくということなので、今、ステージが少し変わった段階なので、アンケートというよりも、パブリックコメントでこれを見ていただいて、これに対する意見ということですね。ということなので、そこをどんな意見があるかを踏まえまして、策定していく、また、議会のほうにも報告させていただいて、作成させていただくという形なのかなというふうに思っております。

○小林委員 パブリックコメント、これ、非常に大切な部分なんで、これもパブリックコメントを告知するときには、今後、どうやって、また区の広報にいろいろなたくさんの情報の中に10行ぐらいぼんと書かれて、パブリックをしますよといったら、この時期もまた短いというようなことじゃ困るんで、今のアンケートの質問というのは、そのまんまパブリックコメントの質問になります。だから、ここをパブリックコメントを取るときに、今、部長がいろいろお答えいただいた部分、パブリックコメントでやっていくということだったら、まさにパブリックコメントをどう取るかというところが非常に大切な部分になっていくんで、その辺の告知の仕方とか取り方をしっかりと今日の議論をしんしゃくしていただいて、パブリックを取っていただきたいんですけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 当然、これまでと同様に、広報千代田であったり、区のホームページ、SNSのほうでは発信してまいります。また、さらなるパブリックコメントに関してご意見を頂戴するといった意味では、区の公式、例えばですけども、LINEを使ってプッシュ型で発信するとかという方法もあると思いますので、少し工夫のほうは検討させていただきたいと思っております。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか、ほかの委員さん。

○大坂委員 基本的なところは、今、やり取りがありましたので、10年という長い期間の計画になりますし、非常に重要なプランだと思いますので、しっかりと精査をしながら、まちづくりと絡めていく部分については、前に向かってやっていただければなと思っています。

またちょっと別の角度になるんですけども、自転車、やはり安全に通行して利用してもらうためには、マナーの向上というところが非常に重要なのかなという部分があります。そういった部分について、どうでしょうか、専門的から少し外れているのかもしれないですけども、そこの辺りの見解というか、こういった形で、今後、この計画を進めていくに当たって、マナー向上を図っていこうと考えているのかというところを、まず、お聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 マナーの向上については、様々なターゲットの方がいら

っしやると思います。そういったライフステージに合わせたような形で、取組を段階的に分けていく必要があるのかなというふうに思っています。例えば、お子さん向けには、自転車の乗り方教室といったものも、今、関連団体のほうでやっていますけれども、そういったものに我々も協力しながら、連携を図っていくですとか、高齢者向けの自転車の安全教室みたいなものもあったり、そういったターゲットを絞った形で、少し、一様に安全教室をやるということではなくて、啓発活動といったものを分けてやっていく必要があるのかなと考えております。

○大坂委員 今までやってきたものに関しては、基本的には、やっぱり区民がターゲットという形になっているのかなと思います。これから先、今、現状も踏まえてなんですけれども、やはり通勤の方が使っているらっしやるだとか、外国から来た方がシェアサイクルに乗っているとか、そういったことを考えると、区内だけでマナー向上を言っても、どうしようもない部分がある。それは、基礎的自治体としてはいかんともし難いところではあると思うんですけれども、やはり東京都ですとか国としっかりと連携をした上で進めていかないと、元も子もなくなってしまうと。しっかりと自転車の通行空間を整備したにもかかわらず、そこを逆走されてしまってはというようなところだと思うんですよね。そういったところを踏まえて、これから10年、20年先を考えてやっていかなければいけないというスタンスが必要だと思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 大坂委員おっしゃる、ご指摘のとおりだと思います。もちろん、国、東京都との広域な連携といったものも必要でございます。また、自転車の指導啓発重点地区・路線といったのもございまして、そちらについては、警視庁と連携しながら、我々としても、安全・安心に向けた啓発活動、区民だけではなくて、区内にいらっしゃる事業所の方ですとか学生さんたちにも、そういった機会を通じて、私たちも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○大坂委員 10年計画ですので、この10年の中で、またマナーの在り方についても様々変わってくる部分もあろうかと思います。新しいモビリティが次から次に出てくるように、そのスピードというのは、これからも加速をしていくと思いますので、その辺も柔軟に捉えて、しっかりとやっていっていただきたいなと思っています。

もう一点が、これは決算の分科会のほうでもやり取りをさせていただいた部分ではあるので、細かなところというか、突っ込んだところしかやり取りはしませんけれども、放置自転車対策、駐輪場の整備というところで、今回も計画の中で重要な位置づけになっています。千代田区は、23区の中で最低水準だということで、目標が今回1,200台、1,500から1,200、この10年間で下げるというところなんですけど、これはあまりにも目標として少ないんじゃないかなというふうに思っています。前回、決算のときにやり取りをさせていただいた新宿区に関しては、新宿駅周辺で、10年間で500台から30台まで減らしたというような実績がどうも上がっているようなんですけれども、それはやっぱりやる気の問題というか、根本から何か変えていくという施策を打っていないと、こういったものというのは少なくならないんじゃないのかなと。今までどおりのやり方ではなかなか難しいんじゃないのかなというふうな認識を持っているんですけれども、ここは踏み込んで、1,200ということではなく、もう極端な話、ゼロを目指していかないといけないんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、その辺りの認

識はいかがでしょう。

○神原環境まちづくり総務課長 そうですね。自転車の台数については、もちろん、私も、やるからにはゼロといったものを目指したいところではあるんですけども、なかなか現実を見てしまうと、今、1,200台といった数字が出てきてしまっております。ただ、10か年計画の中で、その数字が妥当なのかどうかといったところについては、今ご指摘を踏まえて、さらに検証が必要かなと思ってございます。具体的にどのような取組によって減らせるのかといったものも、少し改めて見直しをさせていただきたいというところで、数字については再検討といったことで考えさせていただきたいと思います。

○大坂委員 多少前向きなご答弁を頂けたと思っています。決算のときもやり取りをさせていただいたんで、また再度の指摘にはなるんですけども、新宿区については、主要の各駅には必ずコインパーキングというのが設置されているというのが現状です。それは新宿区ができていますから、千代田区だってできないことはないだろうというふうには思います。でも、それは、もちろん今日、明日、来年、再来年できるかどうかという、それは難しいかもしれないですけども、10年間の計画の中でしっかりとそこは打ち出していただきたいと思っています。

計画策定に向けて検討してきた主な事項のところの放置自転車対策の強化で、駅前などの民間空きスペースを利用した小規模駐輪場の設置などを推進というところで、この「など」のところに公有地の部分も入ってくるのかなと思うんですけども、区道に限らず、都道、国道というところも十分に視野に入れていただきたい。調整、検討していただきたいということと、あと、車道だけじゃなくて、歩道のスペース、これも新宿区を見ると、それほど広くない歩道でも十分に駐輪場を設置しているケースというがあるので、そこも検討していただければ、駐輪場の数というのは飛躍的に増えていくと思いますので、その辺の検討も、今回、この計画の中でしっかりとうたっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 駐輪場の整備につきましては、本計画の中でも、これまでの取組も含めて強化していくということにはなっております。そこをしっかりと進めていくといったこと、あとは、少し踏み込んだところでいいますと、既存のパーキングメーターエリアを利用した自転車駐車場の整備みたいなものも、今回、計画の中に盛り込ませていただいています。なかなかハードルが高い部分であるんですが、少しチャレンジできるようなところがあれば、我々としても進めていきたいというふうに考えてございますので、今、大坂委員から頂いたご意見も踏まえまして、着実にこういった駐車場を増やしていくことによって、放置自転車対策といったものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○大坂委員 ありがとうございます。前向きな答弁だと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

本当に工夫一つで、こんなところにも駐輪場ができるんだというようなこともできますし、今のままだと、例えば、ビルの1階だとか地下にあったとしても、本当に分かりづらいですね。それが駅前の歩道の一角にあるよということになれば、利用もしやすくなりますし、放置自転車というのは、皆さん、それでしなくなるというところもあります。また、マナーの向上にもつながっていきますし、実は、新宿区さんなんかだと、駐輪場の管

理をしていらっしゃる会社さんが早朝に掃除までしてくださるんですね。ですので、国道の落ち葉とか、たばこのポイ捨てなんかも、その都度、きれいになっているという状況もありますので、まさに一石二鳥なのかなという部分もありますんで、しっかりと、そこは、なかなかハードルは高いかもしれないですけども、検討に値することなのかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 今ご指摘いただいたように、区が管理する道路だけではなくて、国道、都道も含めて、できる限り、駅周辺に駐車場、自転車の駐車場を設けていく、また、併せまして、非常に利用が増えていますコミュニティサイクルについても、ポートを、今、目標の100ポートといったのは達成できているんですけども、さらに利便性を上げるような形で、ポートの設置についても、適正に配置できるようなことで、両方並行しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。この件、よろしいですか。まだありますか。

岩田委員。

○岩田委員 資料で1-2というんですかね、この写真が載っているやつがありますよね。見えましたか、今の。（発言する者あり）あ、見えなかったですか。ごめんなさい。

○小林委員 どれ。

○桜井委員長 概要版の……

○小林委員 何ページ。

○岩田委員 1-2というやつですかね。そうですね。はい。LUUPとか電動自転車とかの写真が載っているやつですよ。（発言する者あり）4ページ。

それで、この電動モペットが、今回これが入らなかったのは、これは類型が普通自動二輪だからであって、今回は特定小型原動機付自転車の対象だからということではないんですよ。

○神原環境まちづくり総務課長 ご指摘のとおりで、自転車に当たらないということで外してあります。

○岩田委員 これは、自転車に当たらないということじゃ千代田区ではどうしようもない、何もできないということなんですかね。実は、昨日、帰るときに、まさにこの電動モペットを恐らく違法改造しているんじゃないかなというような電動モペットがすごい勢いで区役所の前を走っていったんですよ、しかも、信号無視で。これ、非常に危なくて、でも、これがバイク扱いだと、千代田区で何にもできないとなると、どうなのかなというふうに思うんですけど、これは、今後もずっと対象外で行くんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 区で交通違反の取締りといったのは当然できないんですけども、警察と連携しながら、こういった注意喚起といったものを働きかけするといったことはできるかと思います。

○岩田委員 あと、努力義務の話なんですけども、結局、やっぱり、何というんですかね、何かしらの罰則を厳しくしないと、なかなかルールとかマナーとか、そういうのだというような話も何かちょっとありましたけども、でも、10年計画でやるんですよ。とはいっても、今見ていると、このLUUP——LUUPと言っちゃって大丈夫か、電動キックボード、歩道は走るし、信号無視はするし、って。だから、それをいかに、取り締まるまではできなくても、啓発だけでどこまで行けるのかなというような気がするんですよ。

できる限り厳しくしていただきたいはいただきたい。でも、取締りまではできない。じゃあ、どこまでできるのかなという実効性というか、そういうところについて、今後の対応って、どういうことを考えているんでしょう。啓発だけじゃなくて、その先は何かあるんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、歩行者の安全といったのが一番大事だと思いますので、自転車が走る空間といったものをしっかり整備していくというのが大事だと思ってございます。原則、自転車は車道を走るということになっていますので、そういった表示ですとか、あとは、といったのを進めていくと。また、取締りに関しては、先ほどできないというようなお話しさせていただきました。来年の4月から、道交法の改正で、青切符制度といったものも新たに導入されますので、そういったところの状況も注視しながら、区のほうといたしましては、まず、走行空間の整備、安全・安心に関する啓発活動といったものをやっていきたいというふうに考えております。

○岩田委員 確かに啓発も大事なんですけども、例えば、さっきちょっと言った信号無視とか逆走なんかにはたっては、もう整備を、道路を整備したところで、その人たちのやり方次第じゃないですか。なので、そういうところを、何とか取締りはできなくても何かできないのかという、そういう策みたいなのは何かあるんでしょうか。

○桜井委員長 マナーを徹底させるための、徹底させるための区としての考えがあるんですかということですね。

まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 お気持ちは十分分かるんですけど、やっぱり、そこら辺は、しっかり交通管理者である警察さんのほうに取り締まってもらわないと、なかなか難しいというのが実情だと思います。推進計画を策定しまして、今後、警察さんのほうとも調整をいろいろしていくんだらうなというふうに思うんですけども、その中で、ちょっと分からないですけど、例えばですよ、違反の多いところだとか、そういったような状況があれば、そこを重点的に取り締まってもらうだとかって、そういうことをしていかなければならないのかなと。違反をされている方が多分区民じゃない方が多いということであれば、どこまで我々ができるか、啓発も含めて、そういったちょっと難しいところはあるので、そこら辺は、実際に取り締まっていたら警察のほうと協力して、また情報提供をいっぱいしてやっていく必要があるかなというふうに思っております。お気持ちは十分分かりますので。

○桜井委員長 そういうご心配がありましたと。

小林委員。

○小林委員 全体的に各施策の中で、安全・安心対策から考えて、どう対応していくかということで、教育、この計画の中で、教育とかインフラ対策、教育とインフラ対策の両立をしていかなければいけない。先ほど春山委員からも指摘がありましたけれども、ソフトで対応する部分、例えば、ヘルメットをかぶりましょうとか、そういうふうなのはもちろん当然位置づけていかなくちゃいけないんだけど、それだけではできないまちづくりの観点から対応していかなくちゃいけないハードの部分、それは、例えば、先ほど春山委員が指摘した走行空間の分離をしていこうとか言っていましたけど、交差点の改良とか言っていましたけど、これから、夜も、結構、自転車が走るんですよ。無灯火のものもある。それは

教育なんですけど、そうすると、もう、要するに、夜間照明がしっかりできているか、計画されていくか、それとか、表示板、今後、表示板の整備を、そういう環境をどうつくっていくかというのも、この計画の中でちゃんと明示していかなくちゃいけないと思うのが一つ。

それと、先ほど若干触れたところもあったんですけど、シェアサイクルの推進も併せて、これ、していかなくちゃいけない中で、たまたま千代田区って、文京区とか港区とか中央区がシェアサイクルが一緒ですよ。それを一体化して、シェアサイクルを一体化して、近隣区との、ソフト上は、ちよくるはほかのところと全部一緒なんで、できているんだけど、千代田区がそういう要するに広範な部分を捉えて、シェアサイクルを展開する一体性というのを持っているかどうかが問われていくと思うんで、ちよくるの持っているドコモさんは全部つながっているんですよ。だから、僕が文京区に行ったって、文京区で自転車を降ろせるし、そういうのを一体的に管理していかないと、個人も管理し——分かりますけど、こういうのを一体的にシェアサイクルの管理をしていく一体性の運用というのも、少し考えていただいて、計画の中に入れていったらいいかと思います。

あと、ここで新しく出てきた子乗せ、子どもを乗せる自転車、これについての安全基準というのは、しっかりしているのか、整理されていくのかということと、これ、前から、3人乗り自転車のときもあったんですけども、普通の駐輪場に止まれないんですよ、大き過ぎちゃって、出ちゃって、3人乗りが。それが子乗せ、子乗せって、そういうことだと思うんで、駐輪場は普通の駐輪場じゃ駄目なんですね、子どもを乗せる自転車って。そこがちゃんと反映されていないと、区としては、子乗せ自転車を推進しますって、どこに止まるんだとなっちゃうんで、これは計画の中でちゃんと設置スペースの基準を拡充して造って行って、拡充して、それ、入っていますか、基準が。入っていないよね。ちょっと見れていないけど、多分入っていないんで、これは、区が提唱するからには、そういうところのハードの部分というか、そういう基準も示していかなくてはいけないというふうに思いますので、そのところもちゃんと、あと、安全点検体制も、子どもを乗せるというのは、ほかのよりもちょっと安全がプラスされていくんで、明示していかなくちゃいけないと。

あと、新型モビリティの、今、ちょっと若干ありましたけど、電動キックボード等も含めて、これ、実際、区に、ここの中で、区内ルールって、ここで何か示していくんですかね。俗に言う、先ほど車道を、要するに、自転車は車道だと言いながら、ちゃんと歩道・車道の通行区分、それから、当然、そういうのを警察とも協議していかなくちゃいけないんだけど、そういうすみ分けを計画の中でつくっていくのかというのがないと、何かモビリティがたくさん出て、歩道では縦横無尽に自転車も含めてそうだけだとすると、安全性の問題から非常に課題が多いんで、この辺は、この10年計画の中で自転車というモビリティを使う中で計画の位置づけというのは取って、警察とかも入っているんでしょうから、共同体制を取っていくというようなことを、計画の中で整理していつてもらいたいということです。

○神原環境まちづくり総務課長 ただいま……

○小林委員 3点。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、夜間の照明、あと、サイン関係については、現在、

そういった昼夜でといったような視点は確かに入っていなかったかなというふうに思っています。ご指摘を受け止めさせていただきます。

また、シェアサイクルにつきまして、今、ドコモ・バイクシェアについては、23区の中で16区が連携してやっております、その辺の情報共有といいますか、連絡体制といったのは取れているのかなというふうには思っています。そういったことについても、内容のほうに……

○小林委員 一体ですよ。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。必要かなというようなご指摘だったと思います。また、この点につきましても、当然、事業者は、そこ、一番、安全対策といったのは十分熟知はしておるんですけども、そういったのもっとしっかりやっていかなければいけませんし、ご指摘ありました自転車駐車場のスペースを取るような自転車への対応といったことについても、今回、計画の中には少しその視点も抜けていたかなというふうに思っています。

また、新しいモビリティについても、区内のルールというよりは、自転車同様に、そのルールといったものを、区内だけ走るわけではございませんので、しっかりと周知していく必要があるのかなというふうに思っています。今、様々ご指摘いただいたところにつきましては、この計画の中に反映できていない部分もございましたので、検討させていただきたいというふうに考えております。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小野委員 1点だけ。先ほど大坂委員が質疑を細やかにしてくださいました、いわゆる、自転車の駐輪場の件なんですけれども、いろんな駐輪の仕方がある中で、以前もちょっと質問したことがあったと、質疑したことがあったと思うんですけども、環まちではなくて、ほかのところで質問したことがあったと思うんですけど、築古のマンションって、どうしても駐輪場のスペースというのが戸別分だけないというところが、区内のマンションの事情というのがあって、結局、そこで、ファミリーの方が入ってきたりすると、近隣に止め置きをしたまま置き放しに数日になっているものとかがあると。で、以前、調査をしてくださったことがありました。これは、麴町ですとか、平河町ですとか、あちら方面なんですけれども、そういったところへの対応策ということも、マンションの建て替えが進むと同時に、事情は変わってくると思うんですけども、やっぱり築年数が古いマンションがある程度近隣に集積しているところというのは、対応が必要だと思うんですけど、その辺りについてというのは、議論はあったんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 具体的に地域を絞ってということではないんですけども、今、展開させていただいていますチャイルドシート付きのコミュニティサイクルについても、そういったお声を聞いて、ちょっと拡充をしているといったような状況でございます。できる限り、そういった駐輪場がないような個別のマンション等についても、対応できるように、区内の自転車駐車場といったものは、配置、整備といったものがそういった視点でも必要ではないのかなというふうには考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

子乗せもその対応策でというのは理解をしているんですけど、一方で、自宅からお子さ



んを乗せていくというところが実際の事情だと思うんです。もちろん、近隣のところで子乗せを借りに行く、そして、また自宅に戻るというゆとりのある方もいらっしゃるんですけど、現実的には難しいところもあって、そういう方々はやっぱり購入をされていると。ここで、70ページに「みんちゅう」のことが書いてあるんですけども、これ、みんちゅうは、どちらかというと、事業所というところで、今回、記載がありますよね。ですけども、みんちゅうがやられているのって、意外と空きスペースをうまく見つけて、そこにいわゆる機材を置かなくてもいいような、そういう簡易なものを設置できるという大きい特徴があると思うんですけども、こういった隙間というのを駅周辺だけではなくて、そういったところでも、ニーズというところをある程度把握していただき、進めていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、このみんちゅうはそういうところ限定というところを、少し柔軟を持たせていただけないかなと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 まさにご指摘のとおりで、すみません、記載がちょっと足りていなかったのかもしれませんが、我々どものほうも、駅周辺だけではなくて、必要なところに駐輪場が設けられるといったことが大事だと思ってございますので、そういったご指摘も踏まえて、計画の中でも進めていきたいというふうに考えております。

○小野委員 分かりました。お願いいたします。

以上です。

○桜井委員長 はい。よろしいですか、この件については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、報告事項（１）の質疑を終了いたします。

次に、（２）番、神田橋公園の整備について、執行機関から説明を求めます。

○村田道路公園課長 それでは、資料番号、環ま02、環境まちづくり部資料2の神田橋公園についてご説明させていただきます。

神田橋公園は、今年の7月に実施した住民意向調査を踏まえ、バスケットボールやキャッチボールなどのボール遊びができる公園として整備予定ですが、現段階での整備イメージなど、資料の内容について、地域の皆様にお知らせしていきます。

整備工事の契約は、今年度内に予定していることから、12月の×××××××にて、令和7年度補正予算2億8,380万円並びに令和8年度の債務負担行為として4億2,570万円について、ご審議いただく予定となっております。

以上です。

○加島環境まちづくり部長 ×××××××が開かれるかどうか分かりませんので、すみません、そこはちょっと削除させていただければと思います。

すみません。失礼しました。

○桜井委員長 はい。今の件ね。

○加島環境まちづくり部長 すみません。失礼しました。

○桜井委員長 執行機関はいいですね。はい。

本件の資料は、委員・理事者限りとなっておりますので、取扱いについてはご注意ください。また、本件は、第4回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とならないように、ご協力を頂きたいと思います。

それでは、概括的な質疑などございましたら頂きたいと思います。

○小林委員 具体的な話しかない。具体的に話しても……

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

委員の皆様からご質疑ございますか。

○入山副委員長 神田橋公園が整備されるということで、7月25から27日まで住民意向調査ということですが、この日は、結構、夏の暑い時期だったと思うんですけど、来場者が38名ということで、これについて、人数は、千代田区としてはいかがお考えでしょうか。

○村田道路公園課長 ご質問ありがとうございます。

ここに書かせていただいたように、来場者数は38名ということなんですけれども、事前に地域の皆様には3,000部以上の意向調査をやりますというお知らせをさせていただいてございます。確かに夏場の××——失礼しました。すごい暑い時期だったということだったんですけども、いち早く、このボール遊びができる場所が欲しいという区民の方々のニーズを踏まえて、今、建っている自立支援センターを解体してからすぐ工事に着手できるようにというところから逆算させていただきまして、どうしても夏場の時期になってしまったというのが実情です。ただ、先ほど小林委員が自転車のところでの議論でもおっしゃっていただいたように、工夫の余地がなかったかということ、反省すべきところもあるかなということもありますので、今後、こういうアンケートとかを行っていくときには、ぜひ、先ほどの意見も踏まえて、さらにより多くの意見が頂けるような検討をしていきたいというふうに思います。

○入山副委員長 本当に暑い時期で、区の職員の方が立っていただいて、3日間やっていただいたと思うんですけども、神田橋の経緯も、このように写真のように状況を、昔の経緯を貼っていただいたというのもあります。

この38名、来場者でアンケートに答えていただいた方のカテゴリーというか、大人、子どもとかというのは、区内、区外とかというのはどういうふうになっていますか。

○村田道路公園課長 まず、この意向調査をやりますというお知らせをさせていただいたのは、この神田橋公園の周辺の地域ですので、ほぼほぼ、皆様、区内の方々だというふうに認識しております。大人、子どもの構成としては、子どもは3名程度と、ほかは大人というふうになってございます。

○入山副委員長 38名ということで、3,000部の中で38名、ちょっと若干寂しいかなというような気がするんですけども、子どもも3名ということで、もう少しいろんな意見があったらよかったのかなと思うんですけども、念願のキャッチボールができる、バスケットができるという公園にこれからいろいろやっていくということで、期待をしたいと思います。ありがとうございます。

○村田道路公園課長 期待のお言葉、ありがとうございます。地域の皆様も楽しみにしておられると思いますので、全力をもって整備に取り組んでいきたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 このポンチ絵を出していただきましたけれども、イメージ図ですか、今度提案されるときまでに、まあ、委員会でもいいんでしょうけれども、この、公園って、都市施設じゃないですか。その中に最低置かなくちゃいけないもの、この中で。当然、キャッチボールができるところは置いてくれるんですけど、最低置かなくちゃいけない、特にトイレとか、そういう最低置かなくちゃいけないものとか、敷地の、この前も分割審査で議論させていただきましたが、これは、公園内での屋根のできる面積が決まっていたよね、2%でしたっけ。2%に鑑みて、屋根のできる建物を何に造るのかというのもお示ししていただきたいのと。特にトイレを造る場合は、どういう考えで、どういうトイレを造ろうとしているのか、それを出しておいてもらいたいと、資料として出してもらいたい。

それは、もともとあっても何でもいいんだけど、公園の面積から何%に、トイレが何%でどんなものを造っているか、造られてきたのかも含めて、この前から議論がありましたけど、インクルーシブトイレは造らなくちゃいけないようですから、それも含めて、この公園整備の中で、都市施設の中で必ず置かなくちゃいけないものと、それから、ここで整備するものの一覧と、その整備されるものの内容と、特に屋根のつくものの内容は、詳しく資料として出していただければ。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時46分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

今ご質問ございましたけれども、今後の中で受け止めていただいて、またしかるべきときにご答弁ください。

ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、この報告事項は終了いたします。

次に、3番目、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の改正について、執行機関からの説明を求めます。

○山内住宅課長 それでは、私のほうから、ファイル番号06、環まち03-1、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の改正についてに関して、ご説明を差し上げたいと思います。

今回、この法律の改正内容につきましては、こちらの資料、1番の改正内容、(1)をまずご覧いただければと思います。

令和7年5月30日に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正されました。これまでの建替え、敷地売却、敷地分割といった三つの事業から、新たにマンションの再生事業、マンション等の売却事業、マンション除却事業に整理され、それぞれの事業手続が整備されました。

こちらの資料の四角の中をご覧いただければと思いますが、改正後につきましては、マンションの再生事業につきましては、建替え、更新、再建、一括建替え等というくくりになってございます。また、マンション等売却事業につきましては、建物敷地売却、建物取壊し敷地売却、敷地売却といったものとなってございます。また、マンション除却事業に

つきましては、建物の取壊しという形で整理をされてございます。敷地分割については、改正前、改正後、変更はございません。

そういった中で、建替えだけではなく、新たに更新、再建と、そういった内容の事業が加わったところから、法律名が、マンション建替え等の円滑化に関する法律から、マンションの再生等の円滑化に関する法律というふうに法律名が改正されるものでございます。

今回、第4回定例会におきまして提案を予定しております手数料条例の中で、この法律名が使われております。ということで、こちらの今回のご説明をさせていただいているものでございます。

こちら、改正後の中身の詳細でございますが、まず、ファイル番号の〇7、環まち3-〇2をご覧くださいければと思います。

こちらに背景・必要性と書いてございますが、老朽化マンションの増加が見込まれるというところから、建替えだけではなく、様々な手法でそういった老朽化マンションの再生を進めていくことが必要であるということで、今回の法律が改正されたものでございます。

今回、私どものほうでご説明のほうの対象となっておりますのが、右側下になりますマンション再生法と書いてございますが、こちらがマンションの再生等の円滑化に関する法律というものになります。こちらのほう、左側の区分所有法のほうで、マンションを再生する手法として、先ほどご説明を差し上げました建替え、更新、再建、一括建替え等の手法が定められております。そういった手法の中で、手法に対して、マンション再生法の中で、再生組合の設立、組合による売渡し請求、権利変換計画、権利変換、清算、組合解散といったような事業の手の流れが新たに定められたものでございます。

それでは、資料の次になります。資料〇8、環まち〇3-3になります。こちらをご覧くださいければと思います。

先ほどと同じような図となっております。右側のほうがマンション再生法、左側が区分所有法というふうになってございます。こちら、左側のマンションを売却する手法ということで、建物敷地売却、建物取壊し敷地売却、敷地売却といったようなものということになってございます。こちらにつきましても、マンション再生法のほうで、先ほどと同じように、売却組合の設立、売渡し請求、分配金・補償金計画、分配金等の支払い、売却、清算、組合の解散という形で、事業の流れが新たに追加されたものでございます。

また、下のほうになりますが、マンションを除却する手法ということで、建物取壊し決議ということで、こちらのほうが定められてございます。こちらにつきましても、同様に、除却組合を設立し、売渡し請求、補償金計画、補償金の支払い、除却、さらに清算、組合の解散といったような手が新たにマンション再生法のほうで定められているものでございます。

こちらの法律の改正につきましては、私のほうからのご説明は以上となります。

〇武建築指導課長 次に、建築基準法の関連ですので、私のほうからご説明させていただきます。こちらについても、手数料条例に関連する法改正ということでご説明させていただきます。

まず、3-1に戻っていただきまして、先ほどのマンション円滑に関する法律、改正内容の（1）の枠の下が建築指導課に関係するものでございまして、耐震不足で建替えをする場合、特定行政庁の許可による斜線制限の緩和が追加されたということで、これについ

ては、次の、後ほど3－4で、資料でご説明させていただきたいと思います。

次の下の（2）でございますが、こちらは、脱炭素社会に資するエネルギーの向上に関する法律の改正により、建築基準法施行令の一部が改正されまして、既存建築物の緩和規定が追加されたものでございます。こちらについては、後ほど資料3－5でご説明させていただきます。

次に、下の改正時期ですが、上のほうで説明させていただきましたマンションの建替えの円滑の法律につきましては、令和8年4月の施行を予定しております。上の（2）番の部分でございますが、建築基準法施行令については、令和7年11月1日に施行されたものでございます。

それでは、資料3－4をご覧くださいと思います。こちらが3－4ということで、マンションの円滑に関する法律の改正の要除却認定ということでございます。こちらにつきましては、下の図、左の下ですが、こちらにつきましては、要除却認定を受けまして、総合設計により建て替えるものの緩和規定でございます。今までは容積率の緩和のみの規定だったんですが、それではなかなか道路斜線とか隣地斜線、そういった制限によって、容積率が全て使えないと、そういったところがございましたので、この高さ制限の緩和規定を法律に盛り込まれたというところでございます。

こちらの内容につきましては、今回、第4回区議会で提案する予定の手数料条例には盛り込んでおりませんが、今後、高さの制限の緩和規定の規定が必要か、また、ちょっと具体的に国からもどういうふうに緩和していくか、そういったことも示されておきませんので、そういったことを検討して、必要ということであれば、盛り込んでいきたいということで、盛り込む際にはまた提案させていただきたいと思っております。

次に、最後の資料でございます。資料の3－5でございます。こちらは、建築基準法の施行令の改正の内容でございます。

大規模修繕・模様替の際は、今までの緩和規定ですと、原則、一番上の丸の部分ですが、大規模修繕、そういったものについては、修繕する以外の部分についても、現行の規定に合わせるということが原則ございましたが、この法律ですと、建築主の負担とか再エネルギー、また、安全性が高められないということで、右の下の図がございまして、枠でくくった部分、実線の部分については、今まで緩和規定がありましたが、右上の点線に囲まれた改正対象の範囲の一部、屋根とか外壁、そこをいじらない、修繕しない場合は、その既存部分についてまでは現行の法律に適合させなくても修繕できるということで、修繕が進みやすいということで、法が改正されるということでございます。

こちらにつきましては、手数料条例の改正に関わる法改正ということで、説明させていただきました。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。説明を頂きました。

本件も、第4回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とらないようにご協力を頂きたいと思います。

概括的な質疑などありましたら、頂きたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終了いたします。

次に、日程2、その他に入ります。

委員の皆様からご質問がありましたら、何かございましたら頂きたいと思います。

○岩田委員 番町で番町たき火まつりというのがあったんですが、それについて、ちょっとお伺いしたいこと。

○桜井委員長 番町たき火まつり。

○岩田委員 はい。なるものがあったようですが。（発言する者あり）はい。ですね。

○桜井委員長 いつあったの。

○岩田委員 これは、何月何日だ。先週ぐらい。

○桜井委員長 先週ぐらい。

○岩田委員 先週ぐらいでしたっけ。

○桜井委員長 じゃあ、続けてください。

○岩田委員 はい。近隣の方からけむいとか臭いがひどいとか、だから、ちょっとぜんそくの子供が多いとか、高齢者も気管支が弱い方がいる、さらには、洗濯物も干せない。もちろん騒音もある。そういうお叱りを受けたんですが、千代田区のほうには、そういうのって来ていますかね。

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前11時59分休憩

午後 0時02分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

ちょっとこの催事の全容が分からないので、答弁もなかなか難しいようですけども、ただ、そういうようなクレームがあったということについては、事業者、日テレさんのほうにお伝えをするということをお願いしたいと思います。

まだ続きますか。岩田委員。

○岩田委員 区には、その声は届いていないということだったんですが、ある区民の方は、環境まちづくり部の公害指導係に、煙がひどかった、住宅地でやらないでほしいと訴えたというふうにメールが来ていますが、それについてはどうでしょう。

○加島環境まちづくり部長 すみません。私は認知していないところでしたので、ちょっと、今どういう状況なのかって分からないので、先ほど委員長もお話しされたように、まずは日テレさんにそういうお話があったということを伝えるとともに、関連部署のほうには周知したいというふうに思っております。

○岩田委員 東京都では、たき火は禁止しているはずなんですが、ここで認められるのは、なぜでしょうか。根拠というか。

○桜井委員長 えっ。

ちょっと休憩します。

午後0時03分休憩

午後0時05分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

それでは、岩田委員。

○岩田委員 すみません。東京都全体でたき火が禁止されているではなく、こういう住宅

地とか、そういうところでは、場所によって禁止されているわけで、番町もまさにこういう住宅地で、たき火が認められているのかということころは、認められていないはずなんです、何でも、何でここだけ認められたのかなという、そういう法的根拠みたいなのがあったのかなとちょっとお聞きしたいんですが。

○加島環境まちづくり部長 すみません。私、ちょっとたき火の専門家じゃないんで、そういうのがあるかどうか分からないんですけど、逆に法的根拠を示していただいたほうが分かりやすいと思うんですけども、岩田委員のほうから。こういう根拠があって駄目なのに、何でやるのかということころを示していただくと、調べやすいかなというふうに思います。

○岩田委員 なるほど、なるほど。うん、うん。そうですね。

○桜井委員長 今回だけじゃなくて、去年もおとしもやっているという、そんなことも情報としては入っていますので、そこら辺のところは、改めて岩田委員のほうで整理をしていただいて、もし、この件について、引き続きご質問があるようであれば、そのときにしてください。ね。

ほかにありますか。

○岩田委員 で、その区民の方が公害指導係に、これは伝統行事に当たるから、法令違反ではない、というふうに言われた、と言うんです。伝統行事なんですかね。これって、まだ始めて数年ぐらいの話だと思うんですよ。例えば、何だ、神社とかの何かおたき上げとか、そういうのだったらまだ分かるんですけど、たき火イベントって、まだここ数年の話なのに、これを伝統行事だから例外だというふうに言うのはどうなんですかというお話なんです、そこはどうでしょう。

○神河環境政策課長 番町のたき火まつりのことに関するご質問でございます。こちら、ちょっと私もつい先ほど話を伺ったばかりで、まだ法令等を、今、確認しているところでございますけれども、環境確保条例の126条におきましては、廃棄物等を焼却するときには、こちらは、廃棄物の焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならないという規定があります。

この中で、今回のイベントで、たき火の対象となったのは、食べ物、ウインナーとか、そういったものだというふうに聞いております。こういった廃棄物等というもののの中に、そういった食品が入るのか、入らないのか、ここのところは、今、確認をしているところでございます、もし、それが法令に該当するようなものであれば、これは適切に指導していかなければならないなというふうに考えているところです。

○岩田委員 先ほど部長から根拠を逆に示してほしいということなので、まさに、環境確保条例の第126条で、たき火を含む屋外焼却を原則禁止する旨が定められているというふうになっています。なのに、ここでいいの、と。何で、これは幾ら私有地とはいえ、そんなことをやっていいのという話なんですよ。それは、消防法第3条の観点からも、それはちょっといかがなものかというような話なんです、なぜ、ここだけで認められたのかという話です。

○桜井委員長 はい。委員長からの提案です。

今回のこのたき火の件については、状況が、みんな知らない、分からない、質問者の岩田さんも実際見ているわけじゃないから、分からないでしょ。で、執行機関のほうも、正

確に答弁を求めようと思っても、なかなかそれに対して答えられない現状がありますので、ちょっと、今日のところは、これは私に預からせてください。それで、次の常任委員会のその他のところで、こういうことでしたよということを報告いただいて、それで、これについては、よかったのか、直していただかなければいけないのか、そこら辺のところの整理も含めて、ちょっと私の下で、正副の下で整理します。それで、次のところのその他のところで報告します。

いいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

○岩田委員 じゃあ、別のあるんですが、いいですか。

○桜井委員長 えっ。

○岩田委員 別のあるんですが、いいですかね。

○桜井委員長 別。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 このたき火じゃない。たき火はもうおしまいよ。

○岩田委員 たき火はもう、いいです。たき火は終わり。たき火はもうお任せしました。

○桜井委員長 いや、分かってください。まだあるの、その他。その他で。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 はい。じゃあ、まとめて言ってください、岩田委員。

○岩田委員 日本テレビの再開発のところの与件整理のところなんですけど、与件整理の内容って、具体的に何なんでしょう。例えば、環境への影響なのか、住民の意見を吸い取ることなのか、どういうことなんでしょう。附帯決議では、地区の要望を受け止めて、高さ、容積率はゆとりを持たせるといふふうに言っていたんですけど、与件整理の内容は具体的にどういうことなんでしょう。

○加島環境まちづくり部長 すみません。今日、ちょっと担当の理事者も来ておりません。また、これに関しては、継続の陳情も出ておるところの内容だというふうに思っていますので、我々としては陳情のまたご審議の際に答弁させていただくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

本日は、申し訳ありませんけど、これに対して答弁することは、ちょっと控えさせていただきます。

○桜井委員長 それでいいと思います。

小林委員。

○小林委員 私も、陳情のときをお願いしているのは、何年か、今の答弁の中で整理させていただきたいんですけど、10月19日、当委員会で二番町地区のまちづくり第2回次世代シンポジウムのご報告がございまして、それに関して、9月20日に行ったやつの中で、いろいろ告示の仕方とか、告知の仕方とか、いろいろご指摘させていただいた、その中で、今、ちょっとありましたけど、区が出した資料の中に、与件整理と基本計画をオーバーラップさせながら計画を出してくるということなんだけど、今の、この前も若干説明したんだけど、与件。与件というのは何なのかと、まず。その与件というのは、日本語にすると、与えられた課題なんだけど、与えられた課題は何なのかというのを、これ、交通



整理が——おお、来た、来た——ちゃんと交通整理してもらわないといけないんで、次回のときまでに、陳情審査ですか、のときまでに、与件というのが、区が考えられている整理された与件とは何なのか、日テレが考えている与件というのはどういうふうに整理されているのか、その与件というのが整理されて、どういうふうに進んでいるのか、併せてね。で、何なのか。与件というものがどういうものだったのか。もちろん、その中で、住民の意見がどういうものだったのかも示していただいた中で、基本計画はどんなものになるのか、これ、与件整理とのキャッチボールと言っているんで、その部分について、与件整理をした各段階で示してもらって、それがどこに、この前もご指摘させていただいたんだけど、基本計画にどこに反映しているのかというのを示してもらって、なおかつ、いきなり基本計画がほんと、部長は好きなんだけど、いきなり出すの。いきなり出したら駄目だよ。そんなことないよじゃなくて、基本計画を見ながらと言っているじゃん。そこで明らかになってきます。明らかになっていかなくちゃいけないんだけど、それは与件がどう整理されたかで明らかになっていくということなんで、その辺は、お互い同じ考えだと思うんで、区が考えている与件と日テレが考えている、それが交通整理されて、どういう与件が整理されて、基本計画に反映されたかというのを示してもらいたいということと。

あと、今度、第3回の番町次世代シンポジウムを行うと思うんですけど、その予定、いつ計画しているのか。その予定で、そのシンポジウムの中で、整理された与件を皆さんに示したり、もしくは、そこで基本計画を示したりすると思うんで、それをいつやるのかというのと、その前にやっぱり委員会にもどういうふうになっているのかは示せるものであれば示してもらいたいというのが、次回まで。

ここで答弁は難しいと思うので、お願いしたいと思います。

○加島環境まちづくり部長 先ほど申し上げたように、陳情の審査のときにそういったことも含めてお話をしたいと。与件整理ということで、その名前があるんですけど、基本的には地域の声がどうなのか、それをどう受け止めて、どう答えるかというところだと思いますので、そこら辺に関しましては、第2回のシンポジウムが終わった後も、学識経験者の方々とかなり調整をしながら進めているところなので、次の第3回シンポジウムに向けて、こういった形で整理して、どう取り組むべきかというところを、今、かなり協議して、日程もある程度固まりつつあるかなというところなので、次回、定例会のときに、ちょっと日程までお話しできるかどうか分かりませんが、状況に関しては説明させていただきたいなというふうに思っております。

○小林委員 ちょっと待って。今、「2定」と言ったの、「1定」じゃなくて。「日程」か。2定といたら、1定を飛ばして2定まで行っちゃうのかなと。日程ね。

それと、今、ちょっとそこがあっちゃいけないんですけど、与件を整理するという区の考えている与件整理と日テレの考えている与件が一致していないと駄目だと思うんですね。それはちゃんと整理されているのか。

それと、もう一つ言うと、区が与件と思っていても、日テレは、与件整理の中で、これは課題じゃないと思って切っちゃったりするのは困るんで、与件整理の中で出てきている住民の声はやっぱり切らない、加工しないで示してもらえるか、示してもらいたいんで、その辺は、よく役所って整理しちゃうことがあるんですけど、それは、整理はしても結構なんですけど、削除はしないでもらいたいということです。

○加島環境まちづくり部長 別に地域の方々の意見を、そういう意見はなかったみたいな、そんなことはないです。それは、ちゃんと日テレさんもこの間シンポジウムに出ていますから、十分分かっています。ただ、その中で、細かいところで、受けられるか、計画として、それがなるか、ならないかというものはありますよね、どうしても。

○小林委員 ありますね。

○加島環境まちづくり部長 だから、それは、与件整理としてやったとしても、それが、いや、これはちょっと無理ですとかという話もあるかもしれませんが、それは、やはり事業者さんとして成り立たせなければいけないので、そこに関しては、言ったことが全部かなうということではなく、そういった調整をしているという形で認識していただくことが必要なというふうに思います。

○小林委員 それで結構なんです。できない理由はある。それは、皆さん言ったことが全部できるわけじゃないで、それは分かっています。けども、これはできなかったという理由もあるし、理由が当然あるから、その理由をつけて、消さないでねと言っている。これはもう初めからできないんだから、これはどうしようもないんで書きませんでしたというのはやめてくださいねというのがお願いなんです。大丈夫ですか。

○加島環境まちづくり部長 はい。同様の認識です。

○桜井委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、執行機関から何かございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りⅡ期工事において、工事に反対する一部の住民から、東京高等裁判所に控訴されていた住民訴訟について、一審の東京地裁判決と同様に区の主張が認められたので、ご報告をいたします。

令和4年7月と8月に、原告から、区長が工事契約を締結したことは違法であるとして、また、施工業者に対して、工事の一時中止の通知を怠ることが違法であることを確認することを求めて、住民訴訟を提起されました。そして、令和7年2月に東京地方裁判所が原告の請求を却下及び棄却しましたが、同月、原告が控訴をしていたものでございます。

このたび、10月20日に、東京高等裁判所は、区長が工事契約を締結したことを違法とする請求は理由がない。工事の一時中止の通知を行わないことは、財産の管理を怠る事実該当せず、住民訴訟の対象とならないとして、控訴人の控訴をいずれも棄却いたしました。損害賠償請求訴訟や仮処分命令も含め、これまで、裁判所において、9回、区の主張に沿った判断がなされております。

報告は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。

執行機関から、ほかにごございますか。いいですか。はい。

それでは、お疲れさまでございました。この程度をもちまして、当委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時20分閉会